

警備業務処理要領

1 総則

この要領は、業務の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、軽微な内容で委託者が庁舎管理上必要と認めた業務は、状況に応じ委託料の範囲で実施するものとする。

2 警備箇所

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）

(1) 札幌市北区北19条西11丁目

道総研プラザ、工業試験場（研究棟、試験棟、ものづくり支援ラボ）

(2) 札幌市北区北19条西12丁目

エネルギー・環境・地質研究所（本館、南館、化学物質研究棟）

3 警備方法

事故の発生を警戒し、異常の早期発見と被害の拡大防止措置を施すことを目的とし、受託者が前項の施設に当該警備業務に必要な防犯機器及びこれに附随する一切の設備（以下「機器等」という。）を設置し、業務提供中、機械装置により感知される異常の有無を、警備員が待機する基地局において自動的に受信する機械警備とする。

また当該機器等の作動状況を基地局において、確認できる機械装置を設置するものとする。

4 警備業務の内容

- (1) 火災、盗難等の事故発見・防止及び初期処置に関する業務
- (2) 機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) 電気設備点検に伴う警備箇所の警備解除、警備開始及び施錠作業に関する業務
- (5) 夜間及び閉庁日に警備箇所に電話があった場合の電話転送及び電話対応業務
- (6) その他警備業務にあたり必要と認められる業務

5 警備業務の実施

- (1) 上記4の各号の警備業務の内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については、誠意を持って行うものとする。
- (2) 警備業務実施計画書を作成し、これを事前に提出して委託者の承認を受けるものとする。
- (3) 緊急時の対応について、連絡体制図を作成し、委託者に提出するものとする。

6 警備用機器

- (1) 機器等の設置は、警備対象施設位置図（別紙2）、機械警備設置機器一覧表（別紙3）及び警備施設別機器設置図（別紙4～12）のとおりとし、機器等設置に伴う電話回線の設置及び通信費についても、受託者の負担とする。
- (2) 機器等により感知した異常は、受託者設置の電話回線を利用し送信すること。
- (3) 庁舎に備えている火災報知器、ガス漏れ警報器及びボイラー警報装置等（警報ブザー及び警報ランプ等の警報装置を備えている機器）を機器等により監視すること。
- (4) 前号の機器等によって異常を感知し、送信した信号を受信する装置等を基地局に設置すること。

7 警備実施時間

警備実施基準時間は次のとおりとし、受託者は、当該時間内において、委託者から機器等による警備開始の信号を受けたときに警備を開始し、委託者から警備解除の信号を受けたときに警備を終了する。

警備開始から警備終了までの時間において、受託者は基地局に設置された機器等により、異常等の有無を間断なく監視する。

なお、警備が開始されるまでの時間及び解除された後における警備は、委託者の責任において実施するものとする。

(1) 開庁日（平日）

午後5時30分から翌朝午前8時45分まで

(2) 閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始）

午前8時45分から翌朝午前8時45分まで

なお、祝祭日は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の休日は、12月29日から同月31日まで及び1月1日から1月3日までとする。

(3) 在庁者確認

開庁日の午後11時以降に電子錠が施錠されていない場合は、電話連絡等により在庁を確認することとし、在庁していないことが明らかな場合、電子錠を稼働施錠させること。

なお、電話の応答がなく確認できない場合は、警備区域の点検確認を行う。

8 受託者の基地局及び待機所

- (1) 基地局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

基地局 名称

所在地

- (2) 待機所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

待機所 名 称

所在地

9 緊急時の対応に係る職員及び緊急連絡先の指定

- (1) 委託者は、受託者が警備業務中に異常警報を受信したときに委託者に通報する緊急時の対応に係る職員（以下、「緊急連絡員」という。）を指定し、受託者に通知するものとする。
- (2) 委託者は、あらかじめ異常警報時の緊急連絡先を指定し、受託者に通知するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に変更があるときは、委託者は遅滞なく、その旨受託者に通知するものとする。

10 緊急時の対応及び連絡

警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等を遵守すること。

警備業務中に異常警報を受信したときは、次の各号に定める措置を講じるとともに、速やかに緊急連絡員に通報し、警備員を急行させるとともに、異常事態の拡大防止にあたるものとする。

(1) 防 犯

盗難、暴力破壊発生時と判断した時は、警備員を急行させ、異常事態の内容を確認するとともに、関係官庁に通報する。

(2) 防 火

火災発生と判断した時は、直ちに関係官庁に通報するとともに、警備員を急行させ、必要な安全措置を講ずること。

(3) ガス漏れ

ガス漏れと判断したときは、警備員を急行させ、関係事業者等に連絡するとともに、火気に注意し、ガス漏れ箇所の確認と元弁の閉操作をするなど必要な安全措置を講ずること。

(4) その他

施設内各種設備の異常警報を受信したときは、警備員を急行させ、関係機関に連絡するなど適切な措置を講ずること。

11 機器等の設置並びに撤去

- (1) 機械警備の開始日を令和3年6月1日からとすることから、受託者は、事前準備として落札決定日の翌日から令和3年5月31日までの間に、警備に必要な機器等の設置工事を行うことができるものとする。

ただし、機器等の設置が間に合わない場合には、受託者の責任において機械に代

る警備員を常駐するなどの代替の措置をとること。

- (2) 機器等を設置する場合は、事前に委託者の承認を受けるとともに、設置完了後は遅滞なく、機器等設置状況図（仕様及び配線に関する事項を含む）及び機器等の操作方法に関する説明書を作成して委託者に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、業務に要する機器等の設置に当たり、障害となる既設物があった場合には、原則、これを移設するものとする。これに要する経費は受託者の負担とする。
- (4) 庁舎等の増改築等により、既設の警備用機器等の軽微な移動、付加、変更等を要する場合には、受託者はこれに要する費用を負担するものとする。
- (5) 契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により機器等全てを撤去する場合は、事前に委託者と協議のうえ、速やかに撤去するものとする。
また、撤去の際は原則、物件を現状復帰するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (6) 機器等の設置及び撤去の費用並びに消耗品等の経費一切については、受託者の負担とする。

12 現行の受託者からの業務の引継ぎ

受託者は当該警備業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の受託者から業務の引継ぎを受けるとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、受託者の負担とする。

13 鍵の授受及び保管

- (1) 警備業務上必要とする施設の鍵は、厳重に保管の上、取扱うこととし、警備業務以外には使用しないこと。
- (2) 契約期間の終了、契約の解除となったときは、速やかに返却すること。

14 機器等の保守点検及び故障時の対応

- (1) 受託者は、機器等について、月に1回保守点検を行い正常作動を確認し、保守点検報告表（受託者の任意の様式によるものとする。）により業務担当員に報告しなければならない。
- (2) 万一、機器等に作動不能などの故障が生じたときは、遅滞なく業務担当員に連絡し指示を受けるものとする。
ただし、警備業務に著しく支障があると判断される場合には、受託者の判断により、遅滞なく警備上の安全措置として代替警備対策を講じ、警備の万全を期するとともに、速やかに業務担当員に報告するものとする。
- (3) 機器等の故障等による作動不能に伴う交換や修繕に係る費用については、受託者の負担とする。

15 報告書の提出

受託者は毎月5日までに、前月分の警備報告書（別記第1号様式）及び警備稼働状況報告書（別記第2号様式）を業務担当員に提出するものとする。

ただし、1月分、4月分及び12月分については、8日までに提出するものとする。

また、提出日が委託者の閉庁日であるときは、その前日までに提出するものとする。

なお、受託者は、機械警備業務において異常警報を受信し、警備員が巡回等を行ったときは、その具体的な内容及び対処方法等について、速やかに緊急連絡員に報告し、異常警報時巡回報告書（受託者の任意の様式によるものとする。）を提出するものとする。

16 勤務時間内及び勤務時間外の機器等の故障並びに異常警報受信時の報告先

受託者は、次の勤務時間内及び勤務時間外に機器等の故障及び異常警報を受信したときは、次の委託者の指定するものに報告すること。

勤務時間内・外の別	報告先
勤務時間内（午前8時45分から午後5時30分まで）	業務担当員
勤務時間外（勤務時間内以外の時間及び閉庁日）	緊急連絡員

17 その他

この処理要領に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。